

大分大学医学部附属病院診療費減免患者取扱細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-34号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、診療費減免患者の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「診療費減免患者」とは、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で診療を受ける患者のうち、先進医療などの疾病又は病状が医学の教育及び研究に資する場合若しくは特定機能病院に必須とされる医療であると認められる場合に、その診療に要する費用の全部又は一部を本院が負担する患者をいう。

(受入れの審査等)

第3条 診療科長は、診療費減免患者として診療しようとする場合は、原則として大分大学医学部倫理委員会、大分大学医学部附属病院先進医療専門委員会、大分大学医学部附属病院介入臨床研究審査委員会等の承認を得た後、実施計画を作成し、事前に病院長に対し申請するものとする

2 経費の負担が承認されている場合は、当該年度の初めに実施計画の見直しを行い、病院長に対し申請するものとする。ただし、先進医療の申請を目的として承認されている場合はこの限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、診療上の理由等により、病院長がやむを得ないと認める場合は、事後の申請を認めるものとする。

(審査)

第4条 病院長は、前条第1項及び第2項の規定により申請された実施計画について、その妥当性等を審査し、病院予算による費用負担の可否及び症例数又は負担額の上限等を決定する。

(通知)

第5条 病院長は、前条の審査結果を診療科長に対し通知する。

(診療費減免患者の申請)

第6条 診療科長は、前条の規定による通知を得た後、患者毎に病院長に対し申請し、診療費減免患者として承認を得るものとする。

2 前項の申請において、患者又はその親権者若しくは後見人（以下「診療費減免患者等」という。）の承諾書を添付する。

(経費負担の範囲)

第7条 診療費減免患者の診療に要する費用は、第4条の審査結果に基づき予算の範囲内においてその全部又は一部を本院が負担する。

(診療報告)

第8条 実施計画に示した実施期間を終了したときは、診療科長は速やかに教育・研究への寄与等について、病院長に対し報告しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 病院長は、次の各号の一に該当する事態が生じたときは、診療費減免患者としての承認を取り消すことができる。

- (1) 患者の疾病又は病状が診療費減免患者としての目的に適合しなくなったとき。
- (2) 診療費減免患者等が本院の規則その他診療上の指示に従わないとき。
- (3) 診療費減免患者等から取消しの申出があったとき。

2 前項の取消しを行ったときは、取消しの日から大分大学医学部附属病院諸料金細則（平成21年医学部附属病院細則第4—45号）に定める診療等の料金を徴収するものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院校費患者規程（平成16年医学部規程第4—3号）は、廃止する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第2—2号）

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第2—6号）

この細則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成31年医学部附属病院細則第2—3号）

この細則は、平成31年2月1日から施行する。